

農事組合法人Q & A

Q 農事組合法人とはどのような法人ですか。

A 昭和37年に当時の農業基本法において、生産行程についての協業を助長する方策として、農業従事者の協同組織の整備等、必要な措置を講ずるものとされたことを受け、農業協同組合法の改正により設けられたものです。その目的は、「組合員の農業生産についての協業を図ることにより、その共同の利益を増進する」ことであり、行える事業は、農業協同組合法によって限定されています。（農業に係る共同利用施設の設置、農業の経営、それらに附帯する事業）

すなわち、農事組合法人とは、農業者が協働して経済的地位の向上を図るための相互扶助組織であるといえます。

Q 1号法人と2号法人の違いは何ですか。

A 1号法人は、農業に係る共同利用施設を設置する法人であり、2号法人は、農業の経営を行う法人です。

1号法人については非出資制の法人も認められますが、2号法人では出資制の法人しか認められません。（農業協同組合法第72条の10）

Q 農事組合法人に加入するにはどうすればいいですか。

A 定款で定められた加入資格のある者が、法人に加入申込書を提出後、総会で承諾されることが必要です。

出資制の法人の場合は、上記に加え、定款で定められた出資の払込みをすることにより、組合員となります。

Q 農事組合法人の役員の制度はどのようにになっていますか。

A 農事組合法人においては、役員として理事を置かなければならぬとされています。一方、監事は任意で置くことができます。

理事と監事は兼ねることができず、役員は総会で選任することとなっています。

また、理事については、農業者である組合員でなければなりません。

なお、役員の任期は3年以内で定款で定める期間となっていますので、再任する場合でも、法務局で登記を行う必要があります。

Q 農事組合法人を経営しており、組合員以外の方を雇用したいのですが、注意することはありますか。

A 農事組合法人における組合員（同一世帯の家族を含む）以外の常時従事者は、常時従事者総数の3分の2以内に制限されています。（農業協同組合法第72条の12）

すなわち、従事者の3分の1以上は組合員（同一世帯の家族を含む）でなければならぬとされていますので、御留意ください。

Q 農業法人と農事組合法人の関係はどのようにになっていますか。

A 農業法人とは、法人形態で農業を営む法人の総称であり、農事組合法人、株式会社等の会社法人、NPO法人等のその他法人に分類できます。

Q 農事組合法人と会社法人のそれぞれの特徴は何ですか。

A 農事組合法人は税制面での特例措置がある代わりに、農業協同組合法で事業が限定されています。それに対し会社法人は、営利行為全般を行う事が可能です。

また、農事組合法人が、組合員1人につき1票の議決権を持つのに対し、会社法人である株式会社では、1株につき1票の議決権を持ちます。

その他、農事組合法人では従事者に制限があることや配当方法が複数あることが、主な特徴になります。

Q 農事組合法人と農地所有適格法人との関係はどのようにになっていますか。

A 農業法人の中で、農地法第2条の要件(法人形態要件、事業要件、構成員・議決権要件、役員要件)を満たしたものが農地所有適格法人になります。

会社法人が農地所有適格法人になった場合、農業関連事業売上高が過半であれば、その他の事業を行うことができ、多角化による経営の安定発展や周年雇用による労働力の安定的な確保を図ることができます。

ただし、農事組合法人に関しては、農業協同組合法により、農業とそれに附帯する事業のみに限定されます。

Q 農事組合法人が福祉事業や、組合員以外から資材の提供を受けて堆肥の製造を行う事業、土地を買い集めて太陽光発電を行う事業を実施することは可能ですか。

A 農事組合法人が事業として行えるものは、農業に係る共同利用施設の設置、農業の経営、それらに附帯する事業に限定されていますので、これらの事業を行うことはできません。(農業協同組合法第72条の10)

Q レストラン経営を農事組合法人で行いたいのですが、可能ですか。

A 農事組合法人制度は、組合員の農業生産の協業化を図る制度で、税制上の特例措置も講じられていることから、法人が行える事業について、農業協同組合法に規定する事業(農業に係る共同利用施設の設置、農業の経営、それらに附帯する事業)のみに限定されています。

レストラン経営に関しては、当該法人が生産した農産物の加工や販売の一環として行う小規模なものについては、行える場合があります。

Q 今後、農事組合法人の事業拡大を図りたいと考えているのですが、注意することありますか。

A 農事組合法人は、農業協同組合法によって、その法人が行える事業を制限されています。(農業協同組合法第72条の10)

よって、農事組合法人が事業拡大を行おうとする場合は、その都度法人形態を見直し、株式会社への組織変更が必要ないか確認してください。

※ 事業拡大の例：広く外部から仕入れた食材を用いてレストラン経営を行う場合

Q 事業拡大のため、農事組合法人から株式会社への組織変更を考えているのですが、具体的にどうすればいいですか。

A 株式会社に組織変更するには、組織変更計画を作成し、総会で総組合員の3分の2以上の多数による特別決議での承認が必要になります。

また、株式会社への組織変更は重要事項のため、総会開催日の2週間前までに会議の目的、組織変更計画の要領、組織変更後の会社の定款、組織変更後の会社の取締役及び監査役の選任に関する議案の要領を示して、組合員全員に通知することが必要です。

組織変更計画では、「株式会社の目的、商号、本店所在地、発行可能株式総数、定款で定める事項、監査役や会計監査人の氏名又は名称等」を定めることとなります。

総会終了後は、官報による債権者への公告を行い、組織変更計画で定めた組織変更効力発生日に株式会社となります。

株式会社となった後は2週間以内に登記を行い、管轄する行政庁へ組織変更の届出を行ってください。

なお、株式会社に組織変更が可能であるのは出資制の法人のみで、非出資制の法人はできないことになっています。

Q 休眠法人のみなし解散制度について教えてください。

A 行政庁が休眠法人(当該法人に関する登記が最後にあった日から5年を経過したもの)に対し、2か月以内に行政庁に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を官報に公告した場合、法人がその届出をしないときは、その2か月の期間満了時に解散したものとみなす制度です。

このため、長期間登記を怠っている法人は、みなし解散の対象となるおそれがありますので、変更が必要な事由が生じたら、必ず登記を行ってください。